

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 21日

(宛先) 高崎市長 殿

提出者

住所 群馬県高崎市新町 1306 番地

氏名 高梨乳業株式会社群馬工場

工場長 水腰 英嗣

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0274-42-1155 代

所属及び担当者

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	高梨乳業株式会社群馬工場
事業場の所在地	群馬県高崎市新町 1306 番地
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	食料品製造業
②事業の規模	令和4年度出荷額 25,710 百万円
③従業員数	491 名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(日本産業規格 A5判4番)



別紙 1

④産業廃棄物の一連の処理の工程

	産業廃棄物の種類	委託処理		
		中間処理	→	最終
④産業廃棄物の一連の処理工程	①汚泥金属 (水銀使用製品含む)	焙 焼	→	再生(水銀・亜鉛原料・鉄屑)
	②汚泥(廃水汚泥)	発酵・肥料化	→	肥料製品
	③汚泥(スリ汚泥)	脱水	→	発酵(肥料製品)
	④汚泥	破碎・分離	→	醗酵(メタンガス化・発電)
	⑤廃油(機械油)	焼却	→	焼却灰リサイクル
	⑥木くず	破碎(チップ化)	→	商品化
	⑦金属くず	破碎・切断	→	金属原料商品化
	⑧ガラス屑・コンクリート屑 及び陶磁器くず (水銀使用製品含む)	焙 焼	→	再生(水銀・亜鉛原料・鉄屑)
	⑨廃油(引火性廃油)	焼却	→	焼却灰リサイクル
	⑩ガラスくず	破碎・洗浄・選別	→	ガラス原材料として出荷
	⑪動植物性残さ	脱水	→	肥料製品
		焼却	→	焼却灰は路盤材
		発酵	→	豚飼料
	発酵	→	醗酵(メタンガス化・発電)	
⑫廃酸	発酵	→	豚飼料	
	中和・微生物処理	→	放流水	
⑬廃プラスチック類	破碎・減容	→	固形燃料	
	焼却	→	焼却灰は路盤材	

備考 収集運搬、処理とも全量委託

別紙 2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和4年度)実績】												
	産業廃棄物の種類	廃電池類	汚泥 (廃水汚泥)	汚泥 (スラリ汚泥)	汚泥 (製品汚泥)	廃油 (機械油)	木屑	金属屑	廃電気 機械器具 (蛍光灯)	ガラス屑	動植物性 残さ	廃酸	廃プラ類
	排出量	0.077 t	433.96 t	31.89 t	103.78 t	2.268 t	0.47 t	38.72 t	0.248 t	0 t	471.35 t	0 t	291.21 t
	(これまで実施した取組) ①機器の定期メンテナンスによる安定稼働 ②生産効率を加味した生産計画立案 ③廃棄物分別の推進												
②計画	【目標】												
	産業廃棄物の種類	廃電池類	汚泥 (廃水汚泥)	汚泥 (スラリ汚泥)	汚泥 (製品汚泥)	廃油 (機械油)	木屑	金属屑	廃電気 機械器具 (蛍光灯)	ガラス屑	動植物性 残さ	廃酸	廃プラ類
	排出量	0.08 t	429.62 t	31.57 t	102.74 t	2.25 t	0.30 t	38.33 t	0.25 t	0.00 t	466.64 t	0.00 t	288.30 t
	(今後実施する予定の取組) ①上記事項の継続												

別紙3 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(令和4年度)実績】												
産業廃棄物の種類	廃電池類	汚泥 (廃水汚泥)	汚泥 (スラリー汚泥)	汚泥 (メタン発酵)	廃油 (機械油)	木屑	金属屑	廃電気 機械器具 (蛍光灯)	ガラス屑	動植物性 残さ	廃酸	廃プラ類
全処理委託量	0.077 t	433.96 t	31.89 t	103.78 t	2.268 t	0.47 t	38.72 t	0.248 t	0 t	471.35 t	0 t	291.21 t
優良認定処理業者への 処理委託量	0.077 t	200.40 t	31.89 t	103.78 t	2.268 t	t	0 t	0.248 t	t	299.42 t	t	121.56 t
再生利用業者への 処理委託量	0.077 t	433.96 t	31.89 t	103.78 t	2.268 t	0.47 t	38.72 t	0.248 t	0 t	448.41 t	0 t	116.51 t
認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	22.94 t	t	174.70 t
<p>(これまで実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託基準に従い、産業廃棄物を委託できる業者を種類ごとに選定し、書面による契約を行っている。 ・許可の有効期限については、定期的に確認を行っている。 												

①現状

別紙4 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【令和5年度目標】												
産業廃棄物の種類	廃電池類	汚泥 (廃水汚泥)	汚泥 (スリ汚泥)	汚泥 (メタン発酵)	廃油 (機械油)	木屑	金属屑	廃電気 機械器具 (蛍光灯)	ガラス屑	動植物性 残さ	廃酸	廃プラ類
全処理委託量	0.08 t	429.62 t	31.57 t	102.74 t	2.25 t	0.30 t	38.33 t	0.25 t	0.00 t	466.64 t	0.00 t	288.30 t
優良認定処理業者への 処理委託量	0.08 t	198.40 t	31.57 t	102.74 t	2.25 t	t	t	0.25 t	t	296.43 t	t	120.34 t
再生利用業者への 処理委託量	0.08 t	429.62 t	31.57 t	102.74 t	2.25 t	0.30 t	38.33 t	0.25 t	0.00 t	443.93 t	0.00 t	115.34 t
認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	22.71 t	t	172.95 t
(今後実施する予定の取組) ・再生利用、熱回収が可能な廃棄物については、再生利用業者、熱回収業者へ処理を委託する。												

②計画